

## 敗戦直後の海外神社

### ―朝鮮の神社を例に―

山口 公 一

#### はじめに

朝鮮半島においては、日本の植民地下に置かれる以前から、在朝日本人を中心に神社が建てられてきた。朝鮮における神社・神祠数は、敗戦直前には、一〇〇〇程度を数えた<sup>(1)</sup>。

また、皇民化政策期といわれる一九三七年以降は、朝鮮半島における神社で、朝鮮人の各層、大人から子どもに至るまで神社への参拝が強いられた時期であり、今日の韓国においても、それが日本の植民地支配の「記憶」として、語られることが多い。

アジア太平洋戦争の終結は、日本には「敗戦」を、朝鮮半島には「光復」、すなわち植民地支配の終焉をもた

らせた。このとき、一〇〇〇前後を数えた朝鮮における神社・神祠は、どのような状態に置かれたのであるうか。本稿では、敗戦直後の朝鮮における神社の様子を、可能な限り、明らかにし、その歴史の意味について考察することとしたい。

#### 一、朝鮮半島の神社

「韓国併合」以前にも朝鮮半島には神社が存在した。例えば、一八七六年、日朝修好条規以後、直ちに開港された釜山は、一九〇五年の日露戦争後には、一五〇〇〇人の日本人人口を有する朝鮮半島最大の在朝日本人社会を形成するに至った<sup>(2)</sup>。いわば国家的海外進出を担った「中下層」を中心とする在朝日本人社会の形成は、海上交通安全や日朝通商の発展を願う信仰の対象としての役割に加えて、在朝日本人社会の一体性を意識させる、在朝日本人のアイデンティティ維持を図る役割を、神社に求めていくこととなった<sup>(3)</sup>。

京城居留民団役所がまとめた『京城発達史』（一九一二年）は、在朝日本人の神社信仰の習慣について、以下のように記している。

我日本人が遠く母国を離れて朝鮮に移住し国情風俗の異なる天地に生長すれば知らず知らず敬神の風を銷磨するに至るやも計り難し、此崇高善美なる習慣が異境の散漫なる国情と腐敗せる空氣に触れて消滅せんことを防がんと欲せば、常に子弟に敬神の風を鼓吹せざる可からず、況んや当世の如き種々の誘惑が往々我青年の精神を麻痺して敬神の風を銷磨せんとするの時に於てをや<sup>4</sup>

故郷を離れて、国情風俗の異なる朝鮮半島で生きる日本人が、世代を経るごとに、敬神の風を銷び付かせ、失つていくことを防止したい。そのためにも、日本人としてのアイデンティティを維持する役割を果たす神社が必要であると、在朝日本人社会では考えられていた<sup>5</sup>、神社の創建につながっていたことが理解できよう。

こうして、朝鮮半島にも、神社が建てられるようになったが、一九二五年に鎮座した官幣大社朝鮮神宮は、日本人だけでなく、朝鮮人に対する崇敬の場として、「半島人民をして永へに報本反始の誠を致さしむる」ことをその役割として担うこととなり、それは「朝鮮統治上最も緊要な事」と位置づけられるようになった<sup>6</sup>。

このことは朝鮮における神社の役割に、朝鮮人への

「国風の移植」が加えられたことを意味した。例えば、鎮座以降、毎年四月二日に行われた朝鮮神宮勸学祭で、朝鮮人新入児童が納めた誓詞には以下のように記されている。

テンノウヘイカノゴオン ソセンフボノゴオンニ  
ヨツテ ワタクシハ ハジメテガツコウニ ニフガ  
クスルコトガデキマシタ コレカラハセンセイヤ  
オヤノイヒツケラマモツテ ヨクマナビヨクツトメ  
リップバナニホンジントナリ オクニノタメニツクス  
コトラ チヨウセンジングウノオホマエニ オチカ  
イイタシマス<sup>7</sup>

勸学祭では、総督府学務局長や京城府学務課長ら関係官並びに各校長参列の下で、巻頭に神印を押捺した修身教科書を受け取った新入児童が、それぞれ担任教師か保護者に伴われて参拝し、拝殿で修祓を受けて、石階段の前まで進み、持参した誓詞を備え付けの缶に納めて参拝した後、お守りなどを貰って帰った。

戦時期の朝鮮においては、個人の思想・信条までを地域（愛国班）と職域（任奉隊・学校）から二重に組織化する「国民運動」の一環として、朝鮮民衆全体に神社参拝が強制されていくことになる。当時、新聞記者であつ

た中保与作は後に手記で以下のように記している。

大戦勃発以来毎月八日の「大詔奉戴日」には、夜のしらじら明け切らぬうちから隣組の旗を押し立てて神社へ出かけるが、あれも大いには配給を貰おうがために過ぎないのであった。出ないと配給を止められるからである。

「俺は、神社でいつも、日本が早く敗けるように祈るんだ」と肩を聳やかした朝鮮人さえあった。<sup>(8)</sup>

神社参拝しない者には配給を割り当てないとなったり、愛国班単位で朝鮮民衆を戦争協力に駆り立てた精神動員政策としての神社参拝の強要は、形式的には貫徹したように見えるが、朝鮮民衆の心までとはとらえることはできなかった。

## 二、敗戦直後の朝鮮の神社

一九四五年八月、日本の敗戦の報が伝わると、朝鮮半島で、朝鮮人よる神社・神祠の焼き討ち、破壊が起こった。八月一五日の夜、平壤神社が放火されたのをはじめとして、相次いで各地の神社・神祠が破壊・放火された。朝鮮総督府の調査によれば、八月一六日からの八日間の

間に、神祠・奉安殿に対する破壊、放火は一三六件に及んだという。<sup>(9)</sup>敗戦時の朝鮮における神社・神祠数は、約一、〇〇〇であったから、その一割程度の神社が焼き討ち、破壊にあったという計算になる。この調査では、警察官署に対する襲撃・占拠が一四九件あったとも記録されている。<sup>(10)</sup>こうした記録は、朝鮮人にとつて、朝鮮総督府による支配がいかに過酷であったのか、重苦しいものであったのかを反証するものと考えてもよからう。「光復」という「解放感」が、支配の象徴としての神社や警察官署への破壊行動に結びついたとも考えられる。

森田芳夫<sup>(11)</sup>が、この敗戦直後の神社について、克明に記録しているので、引用しておこう。

朝鮮人の手によって焼かれたものとして、十五日夜に平壤神社、十六日に定州神社・安岳神社・温井里神祠、十七日に安州神社・朔州神祠・寧辺神社・川大里神祠・載寧神祠、十八日に兼二浦神社・宣川神社・博川神社・小鹿島神社、二十一日に熙川神社、新幕神社もそのころであった。新幕神社の神体は十七日ごろ氏子総代の手で焼却された。八月末に安東神社（慶尚北道）、九月二日に江界神社、九月七日に海州神社などが焼かれた報告がある。長淵神社は

八月二十日ごろ在住民と日本軍の手により焼却し、夢金浦神祠・苔灘神社は朝鮮人によりとりこわされた。満浦神社の奉斎殿は、十九日夜朝鮮人によって焼かれた。

浦項神社は鳥居をたきものにされ社殿をこわされ、慶州神社は社殿の鍵をこわされ、放火の形跡があり、通川神祠は焼かれ、杵城神祠は祠殿破壊、恵山神社・南原神社は暴行にあい略奪された。龜城神社は、十七日に住民の手でこわされたが、神体は郵便局長宅に持ち帰られた。清津神社は、ソ連軍の兵火にあり全焼して宮司は焼死した。城津神社はソ連軍の軍用施設になった。以上、暴行放火を受けた報告は、北朝鮮の地が多い。<sup>(12)</sup>

さらに、森田は過去に朝鮮内で起こった民族運動において、学校や警察署が放火されることがあっても、神社が焼かれたことはなかったとし、その原因については、「学校と警察署とは異なっており、神社が朝鮮人にとって、今後利用価値のない施設であると考えられていたからであるが、根本的な原因は、神社参拝が朝鮮人にとって民族弾圧と考えられ、その不満が神社や奉安殿に向けられた点もあった」と指摘している。<sup>(13)</sup>

同時に、八月八日のソ連の対日参戦により、一週間後には、朝鮮北部にソ連軍が進駐してきており、その軍用基地として、神社が利用されるに至り、その過程で、宮司ほか日本人が犠牲になったことも記録からは窺い知れよう。

### 三、昇神式の挙行とその後の神社

日本の敗戦という事態を迎え、ソ連軍の南下、朝鮮人による神社の焼き討ち、破壊が引き起こされるなか、朝鮮総督府及び朝鮮神宮をはじめとする朝鮮の神職が真つ先に考えたことは、神社の御神体をいかにして護るかという点にあった。この点についても、森田の記録を元に追っていくことにする。<sup>(14)</sup> 八月一六日午前、朝鮮神宮宮司の額賀大直と権宮司の竹島栄雄、京城神社宮司の仲公の三名は、朝鮮総督府地方課長の本多武夫と「終戦二件フ善後措置」に関して協議した。その結果、朝鮮半島のすべての神宮・神社の昇神式を行うことを決定し、総督府警務局の電話で、咸鏡北道を除く各道庁にその旨、通達した。昇神式とは、「神社におまつりしている神霊にお帰り願う儀式<sup>(15)</sup>」である。

三人の神職と総督府官僚が協議決定した指示は、「一、神霊ノ御昇神ヲ奉仕スルノ儀」、「二、内地奉遷ヲ奉仕スルノ儀」であった。さらに、第一の昇神式については、「一、境内ノ一角ヲ選ビテ土中申上グルノ儀」、「二、海中ニ沈メ奉ルノ儀」、「三、御焼却申上グルノ儀」、「四、宮中ニ御返納申上グルノ儀」といった方法を提示した。<sup>16)</sup>この指示に基づき、朝鮮神宮を始め、朝鮮各地の神社で昇神式が執行された。

朝鮮神宮における昇神式については、一九四五年八月一日、社中において慎重に審議を重ねて、「四、宮中ニ御返納申上グルノ儀」を持って、御霊代を宮中に奉遷することとして、翌一六日早朝、額賀宮司が総督府を訪れ、朝鮮総督の指示を仰ぐことにして、阿部信行総督・遠藤柳作政務総監、本多地方課長、高松忠清祭務官、額賀宮司が協議して、宮中奉遷を決定した。一九二五年の鎮座祭の際には、御霊代を宮中より奉納され、正殿に奉安した上、勅使御祭文を奏して鎮座したという先例があり、昇神式ではその逆の方法で儀式を執行することとし<sup>18)</sup>、権宮司の竹島栄雄が以下のように記している。

…前略…祭儀ヲ昭和二十年八月十六日午後五時齋行、  
宮司以下全員奉仕、朝鮮総督府官房地方課長本多武

夫、朝鮮総督府代理トシテ朝鮮総督府祭務官高松忠清ヲ伴ヒテ参列、無事終了、御鎮座二十年ニシテ茲ニ御神儀ノ御遷座ヲ乞ヒ奉リタリ。而シテ御霊代ハ八月二十四日、京城飛行場発飛行機ニテ、宮内省式部次長坊城俊良ニ托シ、宮中へ奉遷申上ゲタリ<sup>19)</sup>

宝物である「明治大帝御佩用太刀（銘正恒）一振」は、八月一六日京城飛行場を發ち、飛行機によって、陸軍中央調査部勤務陸軍大尉の仙石正文に托され、宮中に返納されたが、他の神宝、宝物、祭文、調度などは八月一九日夜から二五日にかけて、一切焼却された。<sup>20)</sup>

正殿ほか重要建造物は、解体焼却が至当と判断され、朝鮮総督府技手松本芳夫と同嘱託長谷川常太郎による監督の下で、九月七日から着工した。工事途中で米軍政庁から正殿解体工事の中止を命ぜられたが、軍政長官に対して、神社の本質、日本国民の神社に対する伝統的信念などを披瀝して、解体焼却の了解を求めて、改めて米軍政庁から許可を得て、一〇月七日に完了させた。動産及び不動産の処理は、有価証券、現金など六七、六三六円に、米軍政庁に命ぜられた宮司退職による特別慰労金二万円<sup>21)</sup>の返還金を加えた八七、六三六円が米軍政庁に引き継がれた。『京城日報』には、「朝鮮内にある神社の規定

が、軍政庁条令五条を以て廃棄されたので、朝鮮神宮の土地、建物、その他の財産は自然新政府に譲渡することになったと額賀宮司が発表した旨、記事となった。<sup>20)</sup>

朝鮮神宮の他にも昇神式は執行された。八月一六日午後三時に京城神社、同日午後八時に元山神社、翌一七日午前五時に江原神社、同日仁川神社、一八日夜に大邱神社、全羅北道の裡里・全州・群山・南原・大場・金堤の各神社は一八日、全羅南道の順天神社は一七日、莞島神社は一八日に、黄海道の海州神社は一七日、平安南道の鎮南浦神社は一七日、平安北道の江界神社は一九日、江原道の長箭神祠は一八日に、馬山神社は九月四日、密陽神社は一〇月五日に執行された。<sup>21)</sup>

その内容は、既述の通牒の方針に従い、御霊代の焼却土中に埋める、海中に沈めるなどであった。ソ連軍が侵攻した咸鏡北道の羅南では、八月一五日前三時に、小沢芳邦宮司が羅南護国神社の神体を奉じて、羅南から一ニキロメートル山奥の檜郷洞の山中に避難し、一八日夜、三洞嶺に深さ五尺の穴を掘って、神体を埋めたが、その後、小沢宮司はさらに八キロメートルの山奥に避難し、逃避行を続けたという。<sup>22)</sup>

以上のように、敗戦直後に、朝鮮の神職や総督府官僚

が真っ先に着手した仕事は、神社の御神霊に内地へ「お帰り給う」儀式であった。朝鮮神宮権宮司の竹島栄雄は、第一に、神社に対する暴行に対して、神の純潔性を保とうとしたこと、第二に、朝鮮の主要神社は、官幣社・国幣社として国家的社格をもっていたこと、第三に、神社は宗教であるが、当時は一般宗教と異なり、国家神道であったこと、第四に、神社は、朝鮮の土地・住民に即した神を祀ったものではなく、日本内地から神霊を移したものであったこと、第五に、天照大神の性格に国魂神としての性格はあったが、祭祀に際しては、あくまで皇祖神として祀っていたことが、昇神式という措置を必要としたと分析した。<sup>23)</sup>

朝鮮総督府祭務官であった高松忠清は「神の尊厳維持は国家の至上命令であり、その責任はあくまで国家にあった。神職は、官の命により神社を守るものであった。しかも神社を護持する信仰団体が朝鮮民間に結成されていなかったために、昇神式挙行の命を出さざるを得なかった」と説明したという。<sup>24)</sup>

敗戦直後に朝鮮総督府と神職が行った昇神式の意味は、神の尊厳維持、すなわち朝鮮人やソ連軍の手によって、神社の御神霊が犯されることから逃れるためであった。

そして、昇神式とは、植民地朝鮮における帝国日本の国家権力の源泉を表象した御霊代・御宝物を宮中に奉遷する儀式であった。そのことは、植民地朝鮮を統治していた権能が日本「内地」に移されたことを象徴する儀式であったともいえるだろう。

### おわりに

敗戦直後の朝鮮の神社が、焼き討ち、破壊といった末路を遂げることとなったことを、「究極のテロリズム」と厳しく断罪する論者も存在する。<sup>(26)</sup>朝鮮にいた官司や在朝日本人の目線から当時の状況を見れば、そういった評価に同感する人々もいるであろう。しかし一方で、戦時下の朝鮮において、朝鮮総督府による神社参拝強制などの「皇国臣民化」政策によって、民族性を奪われる日本人化政策にさらされていた、多くの朝鮮の人々の目には、日本の民族宗教であることもあって、神社は支配の象徴として日常的に映し出されていた。

日本の植民地支配の終焉は、植民地下におかれていた人々にとっては、「光復」であり、これまでの秩序が崩壊する瞬間であった。いわば神社の焼き討ち・破壊は、

朝鮮の人々による日本の支配を拒否する感情の顕れであったといえよう。そして、その「記憶」は、その後も、韓国・朝鮮の人々に引き継がれていくこととなった。

一方で、朝鮮総督府が敗戦の報を受けて、真つ先に行ったことが、在朝日本人引揚者に対する手当ではなく、神社の御霊代・御宝物を宮中に奉還する昇神式であった。このことは当時の帝国日本が国民よりも「神」の帰還を重要視していたことを端的に示している。戦後、ソ連兵の略奪・暴行などと相俟って、引揚者の「記憶」の中に「棄民」の意識が残っていく一つの契機にもなった。

敗戦直後の朝鮮の神社を見ることで、帝国日本にとって、神社がいかなる意味を持っていたかを、そして、植民地朝鮮にとって、神社がいかなる存在であったかの両側面からの意味を考えていくことが必要であろう。

### 註

- (1) 佐藤弘毅「戦前の海外神社Ⅱ―朝鮮・関東州・満州国・中華民国―」(『神社本廳教學研究所紀要』三号、一九九八年二月)によれば、一九四四年五月における神社・神祠数は九九五とされる。森田芳夫『朝鮮終戦の記録―米ソ両軍の進駐と日本人の引揚―』(巖南堂書店、一九六四年)一〇八頁の第14表によれば、一九四五年六月における神社・神祠数は一、一四一とされている。

- (2) 「韓国併合」以前の朝鮮の神社については、拙稿「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について(『日韓相互認識』研究会編『日韓相互認識』二号、二〇〇九年)を参照のこと。また、「韓国併合」前後の朝鮮における神社政策については、拙稿「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」(君島和彦編『近代の日本と朝鮮―「された側」の視座―』東京堂出版、二〇一四年)を参照のこと。
- (3) 同右「韓国併合」以前における在朝日本人創建神社の性格について」を参照のこと。
- (4) 京城居留民団役所編『京城発達史』(同、一九一二年)四五―頁。
- (5) 朝鮮総督長谷川好道発内閣総理大臣原敬宛「朝鮮神社に関する件」一九一七年二月一六日内秘第四三三四号、『公文書類聚』四三編第二八卷(国立公文書館附属文書アジア歴史資料センター・レファレンスコードA200112001735)
- (6) 同右。
- (7) 吉田貞治「朝鮮神宮の年中祭祀」(『朝鮮』二四六号、朝鮮総督府、一九三七年一〇月)三七―三八頁。
- (8) 中保与作「掠奪と赤色の劫火」(『秘録大東亜戦争史朝鮮篇』富士書苑、一九五三年)三三三―三頁。
- (9) 前掲「朝鮮終戦の記録―米ソ両軍の進駐と日本人の引揚―」九四頁・第一三表参照。
- (10) 同右。
- (11) 森田芳夫は、解放直後、「京城日本人世話人会」に勤務し、一九四六年二月に福岡に引き揚げ、(財)在外同胞援護会副参事、引揚援護庁勤務を経て、五〇年七月から五三年四月まで外務省調査員、同年五月から法務省入局管理局(引揚課)事務官、五九年八月から外務省アジア局(北東アジア課)事務官、七二年八月より在大韓民国・日本国大使館参事官(七五年三月帰国)の後、七五年四月三〇日外務省を定年退職した。その後も日本語教授として、韓国の大学で教鞭をとった(町原ひろ子「森田芳夫―地味な日韓交流の担い手―」館野哲編著『韓国・朝鮮と向き合った36人の日本人―西郷隆盛、福沢諭吉から現代まで―』明石書店、二〇〇二年、一七七頁)。
- (12) 前掲「朝鮮終戦の記録―米ソ両軍の進駐と日本人の引揚―」(巖南堂書店、一九六四年)一一二―一一三頁。
- (13) 同右書一〇八―一〇九頁。
- (14) 同右書一〇七―一〇四頁。
- (15) 同右書一〇九頁。
- (16) 竹島栄雄(朝鮮神宮権宮司)「終戦後の朝鮮神宮(一九四五年末神社庁提出報告書)」(森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録 資料篇第二卷 南朝鮮地域の引揚と日本人世話会の活動』巖南堂書店、一九八〇年)一六四―一六七頁所収。
- (17) 高松忠清は、朝鮮神宮初代宮司であった高松四郎の息子である。
- (18) 前掲「終戦後の朝鮮神宮(一九四五年末神社庁提出報告書)」一六五頁。

- (19) 同右。
- (20) 同右。
- (21) 同右一六六～一六七頁。
- (22) 前掲『朝鮮終戦の記録―米ソ両軍の進駐と日本人の引揚―』一二二頁。
- (23) 同右。
- (24) 同右書一二二頁。
- (25) 同右。
- (26) 菅浩二『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神社と祭神―』（弘文堂、二〇〇四年）序章参照。